

## 平成30年7月豪雨災害に伴う県税（不動産取得税） の減免のご案内

被害を受けられました皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

さて、平成30年7月豪雨災害の発生から3年以上が経過しましたが、下表の要件2【※を除く】のとおり、原則規定では災害発生日から3年を超えた日以降の代替家屋の取得については減免適用できないことになっています。

しかしながら、被災地区においては未だに災害復旧工事下にあることから自宅再建が制限される被災者の方もおられます。

また、現時点で応急仮設住宅に居住している被災者の方も少なからずおられ、先般、原則2年間とされる供与期間が最長で令和5年7月5日まで再延長されたところです。

**岡山県では、この再延長措置に合わせて平成30年7月豪雨による被災（滅失等）による代替不動産の取得については、下記要件2※のとおり、令和5年7月5日までの取得について同様の減免措置を講じることとしましたので、お知らせします。**

### 1 減免について

申請により、減免の対象となる税目や要件の主なものは次のとおりです。

（自動車税、自動車取得税については減免の受付を終了しました。）

なお、申請手続き等の詳細は、下記県民局税務部へお問い合わせください。

税目	減免の要件	減免の額
不動産取得税	1 取得してから1年以内の不動産が滅失等した場合	1 被害部分に相当する税額を減免
	2 滅失等した日から3年以内に代替不動産を取得した場合 ※滅失等が平成30年7月豪雨災害による場合は、令和5年7月5日までに代替不動産を取得した場合	2 り災証明書により認定した家屋の被害の程度に応じ、20%～100%相当分を減免

【主な必要書類】 申請書、被災不動産に係る被災（り災）証明書など

### 2 お問い合わせ先（減免申請）

備前県民局税務部	新築家屋	086-233-9817
	土地・既存家屋	086-233-9818
備中県民局税務部	新築家屋	086-434-7018
	土地・既存家屋	086-434-7019
美作県民局税務部	新築家屋、土地・既存家屋	0868-23-1273